

●伊勢市宿泊税 特別徴収義務者支援策

1. 特別徴収事務報償金

市内の宿泊事業者に対し、新たに特別徴収義務者としての義務を課すことになるため、特別徴収にかかる帳簿の記載・保存、申告などの事務負担に対する対価や期限内納入の意欲高揚を目的として、一定額を交付するもの。

- 交付額 期限内に申告納入された宿泊税額の3.0%を交付
(交付率は2.5%を基本とし、課税開始後5年間は0.5%を加算する)
- 年間見込額 510万円(1.7億円×3.0%)

2. 宿泊税システム整備費補助金

宿泊税の導入に伴う宿泊事業者のシステム整備を支援し、事務の電子化を含めた負担軽減及び宿泊税の円滑な徴収を図る目的で、一定額を交付するもの。

- 交付額 補助対象事業に係る経費の10/10
- 交付限度額 50万円(機器購入費については20万円)
- 補助対象事業 レジシステムの改修及び構築費、ソフトウェアの改修及び購入費、PC・タブレット等機器購入費、HP改修費等 ※宿泊税の導入に伴う経費であること
- 交付方法 申請に基づき交付
- 支出見込額 3,000万円